

弁護士が語る！経営者が知っておきたい法律の話(第86回)

22年4月改正個人情報保護法施行、留意点を解説

2021.11.22

2022年4月より、2020年改正個人情報保護法が施行されます。同改正法のポイントについては、現行の個人情報保護法の基本的なポイントとともに、「弁護士が語る！経営者が知っておきたい法律の話」の第73回において解説していますが、施行を控え、今回は改めて同改正法に対応するための実務上の留意点という観点から解説します。

個人情報保護法は、2015年の改正によって、基本的にすべての企業に適用されることとなりました。従って、顧客名簿を作り販促などに活用している企業、あるいは幅広い顧客をターゲットとしたネット通販を行っている企業などに限らず、およそすべての企業が今回の改正に対応することを求められます。

なお、個人情報保護法は、2021年にも改正されています。こちらの改正は、民間の企業には影響を与えないものですが、同改正法の一部も2022年春から施行される予定ですので、本稿の最後で簡単に紹介します。

2020年改正項目は6つ、中でも3つに注目

まずは、個人情報保護法の2020年の改正内容について確認しておきましょう。同改正は、下記の通り、大きく分けると6つの項目について、新たに規定を設けるなどしています。

●表1 個人情報保護法の2020年の改正内容

	改正項目	具体的な改正点
(1)	個人の権利の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・利用停止・消去などの個人の請求権の拡充 ・保有個人データの開示方法のデジタル化推進 ・第三者提供記録について、本人の開示請求を可能とする ・短期保存データも保有個人データに含める ・オプトアウト規制の強化
(2)	事業者の守るべき責務の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データ漏えいなどの報告・通知の義務化 ・不適正な方法による個人情報利用の禁止
(3)	事業者による自主的な取り組みを促す仕組みの在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定個人情報保護団体として認定できるようにする
(4)	データ利活用の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・仮名加工情報の新設 ・個人関連情報の第三者提供規制の新設
(5)	ペナルティの在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・法定刑の引き上げ
(6)	法の域外適用・越境移転の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の外国事業者を報告徴収・命令の対象とするなど

このうち、一般の企業が実務上の対応を求められるのは、上記(1)、(2)および(4)です。以下では、これらへの対応に当たっての留意点についてそれぞれ解説します。

個人の権利の在り方に関わる改正への対応

まずは、個人の権利の在り方に関わる改正への対応について説明します。ここでは、特に「保有個人データ」に関する改正への対応について触れます。

個人データ(データベースなどを構成する個人情報)のうち、一定の場合に、企業が本人の請求に応じて、開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去・第三者提供停止を行うものを保有個人データといいます。今回の改正では、表2の通り、この保有個人データの範囲と本人の請求権の範囲が拡大されています。従って、企業は、まずこの改正内容を把握して、改正法施行後は、本人からの請求に対応できるように備えておく必要があります。

●表2 個人の権利の在り方に関わる改正内容

改正項目	改正前	改正後
6か月以内に消去する短期保存データに関する改正	保有個人データではない =本人の請求に応じた開示などは不要	保有個人データにあたる =本人の請求に応じた開示などが原則必要
本人による、開示の請求に関する改正	保有個人データが対象	保有個人データと第三者提供記録が対象
本人による、利用停止・消去・第三者提供停止の請求に関する改正	以下の場合に請求が可能 ・法のルールに違反した、 取り扱い・取得・第三者提供	以下の場合に請求が可能 ・法のルールに違反した、 取り扱い・取得・第三者提供 ・本人の権利・正当な利益が 害される恐れがある場合

また、これまでは、本人の開示請求に応じる方法は、原則として書面の交付による方法とされてきました。しかし、改正法では、開示方法は下記①～③とされ、本人がいずれの方法によるかを指示できるようになりました(ただし、本人の指示に従うことが困難な場合は、②の方法によって開示します)。

- ①電磁的記録の提供による方法(※)
- ②書面の交付による方法
- ③企業の定める方法

※例えば、電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法、会員専用サイトなどのウェブサイト上で電磁的記録をダウンロードしてもらう方法など

従って、企業は自社の保有個人データの管理状況などから、どのような方法によって開示請求に応じることが可能であるかを検討し、必要に応じてシステム改修やプライバシーポリシーの見直しをすることが求められます。

事業者の守るべき責務の在り方に関わる改正への対応… 続きを読む